明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕

○大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府四三）　二

〔告示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務七六）　三

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同七七、七八）

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同七九）

○技術士法第十一条第一項の規定に基づき指定試験機関を指定した件の一部を改正する件（文部科学六二）

○技術士法第四十条第一項の規定に基づき指定登録機関を指定した件の一部を改正する件（同六三）

○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第六条第一項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働二三〇）　三

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同二三一）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同二三二）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同二三三）　四

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同二三四）

○単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一〇六二）

○単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同一〇六三）

○単板積層材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一〇六四）

○単板積層材についての検査方法の一部を改正する件（同一〇六五）　五

○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件（同一〇六六）

○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同一〇六七）

○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一〇六八）

○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての検査方法の一部を改正する件（同一〇六九）　四

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第一条第一号の規定に基づき農林水産大臣が指定する馬を定める件（同一〇七〇）

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一二三）　五

○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（特許庁一二）

○直轄砂防設備工事を終了した件（国土交通六三〇）

○直轄砂防管理を開始する件（同六三一）

○港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（同六三二）　七

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁三）

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一一〇～一一八）

○海上における射撃訓練等を実施する件（同一一九）　八

○道路に関する件（中部地方整備局八七、八八）

○大和川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（近畿地方整備局九五）

○道路に関する件（九州地方整備局五一、五二）　一〇

（以下次のページへ続く）